

児童虐待の防止等に関する政策評価

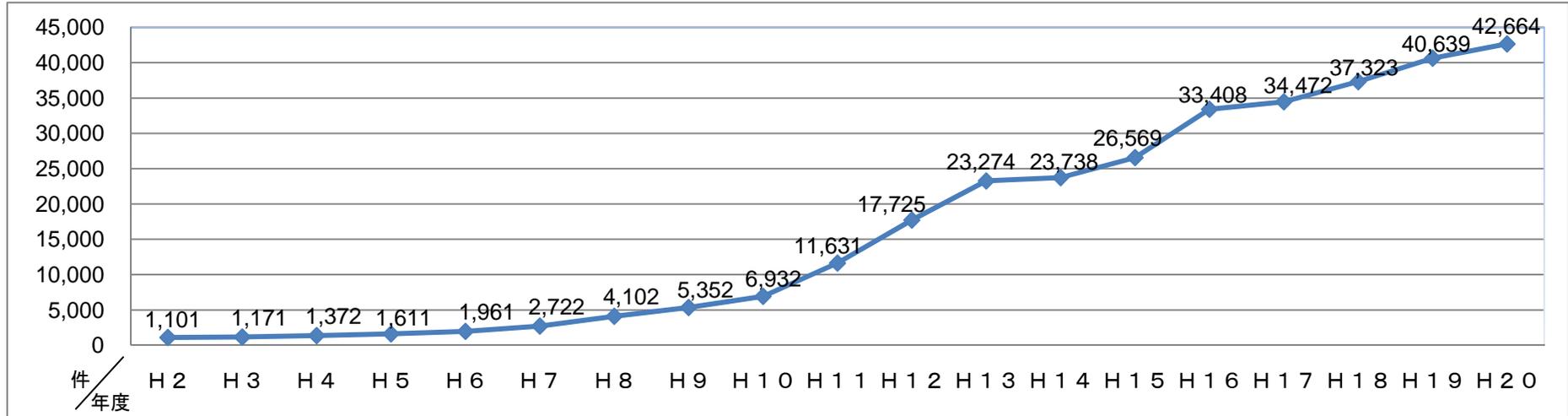
【参 考 資 料】

目 次

	(頁)
1 児童虐待相談の対応件数及び児童虐待の死亡事件の状況 ……	1
2 児童相談所と児童養護施設の現状 ……………	2
3 市町村相談体制の現状 ……………	3
4 地域における児童虐待防止のシステム ……………	4
5 児童虐待防止対策の経緯 ……………	5
6 「児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）」 に係る研究会参集メンバー ……………	6

児童虐待相談の対応件数及び児童虐待の死亡事件の状況

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成20年度においては3.7倍に増加。

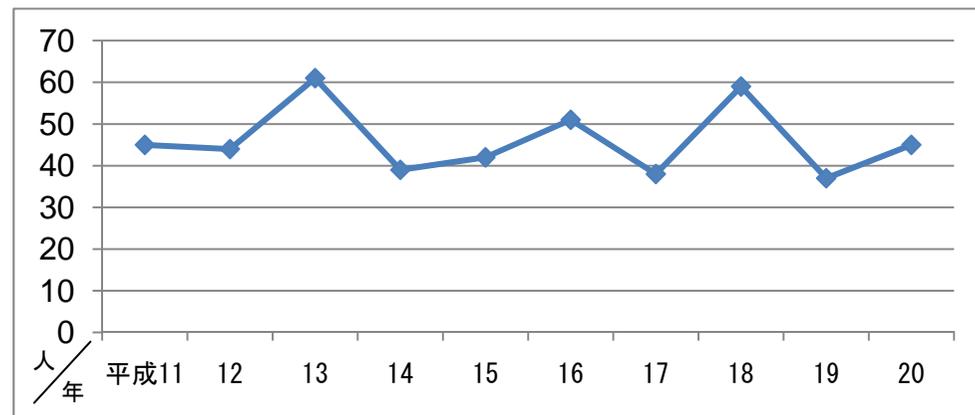


資料：厚生労働省

○ 児童虐待による死亡事件の被害児童数は、年間50人程度で推移。

年	区分	検挙件数(件)	被害児童数(人)
平成11		43	45
12		44	44
13		60	61
14		38	39
15		41	42
16		49	51
17		37	38
18		53	59
19		35	37
20		44	45

児童虐待による死亡事件の被害児童数



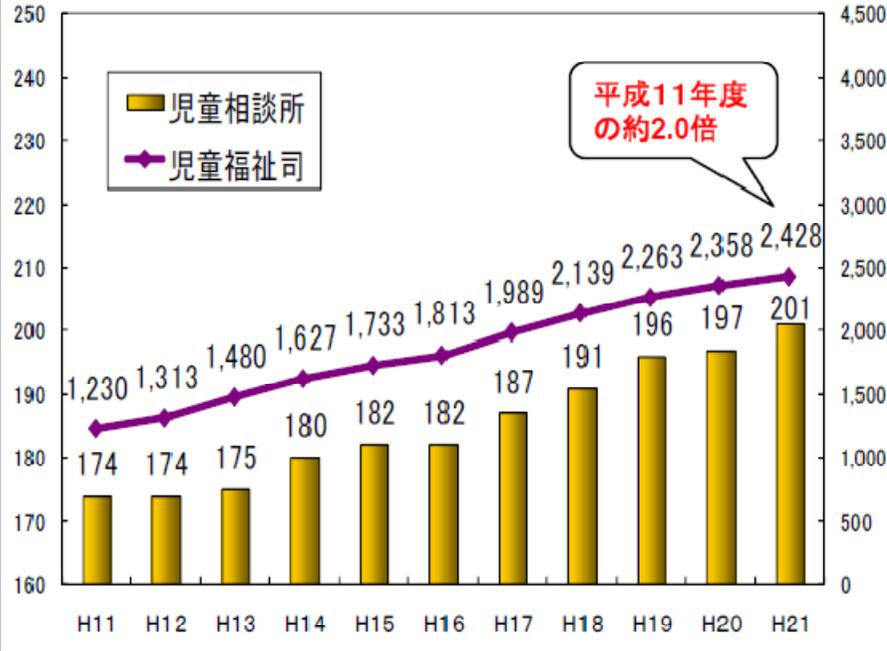
資料：警察庁

児童相談所と児童養護施設の現状

児童相談所と児童福祉司

- 児童相談所は僅かながら増加。
 [参考] 平成21年5月1日現在の状況
 ・ 児童相談所数 201か所
 ・ 児童相談所設置自治体数 67自治体
- 虐待対応の中心となる児童福祉司数は僅かながら増加。
 [参考] 平成21年4月1日現在の状況
 ・ 児童福祉司数 2,428人

児童相談所と児童福祉司数の推移

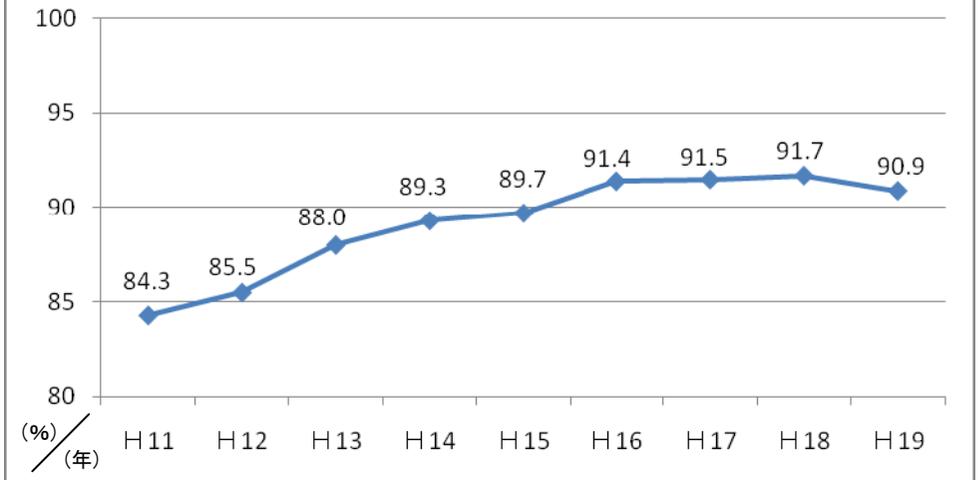


資料：厚生労働省

児童養護施設の在籍児童数等

年	児童養護施設数	入所定員 (a)	在籍児童数 (b)	入所率 (定員充足率) (b/a)
平成 11	553	33,753	28,448	84.3
12	552	33,803	28,913	85.5
13	551	33,660	29,610	88.0
14	552	33,651	30,042	89.3
15	554	33,474	30,014	89.7
16	556	33,485	30,597	91.4
17	558	33,676	30,830	91.5
18	559	33,561	30,764	91.7
19	564	33,917	30,846	90.9

児童養護施設の入所率(定員充足率)の推移



(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

市町村相談体制の現状

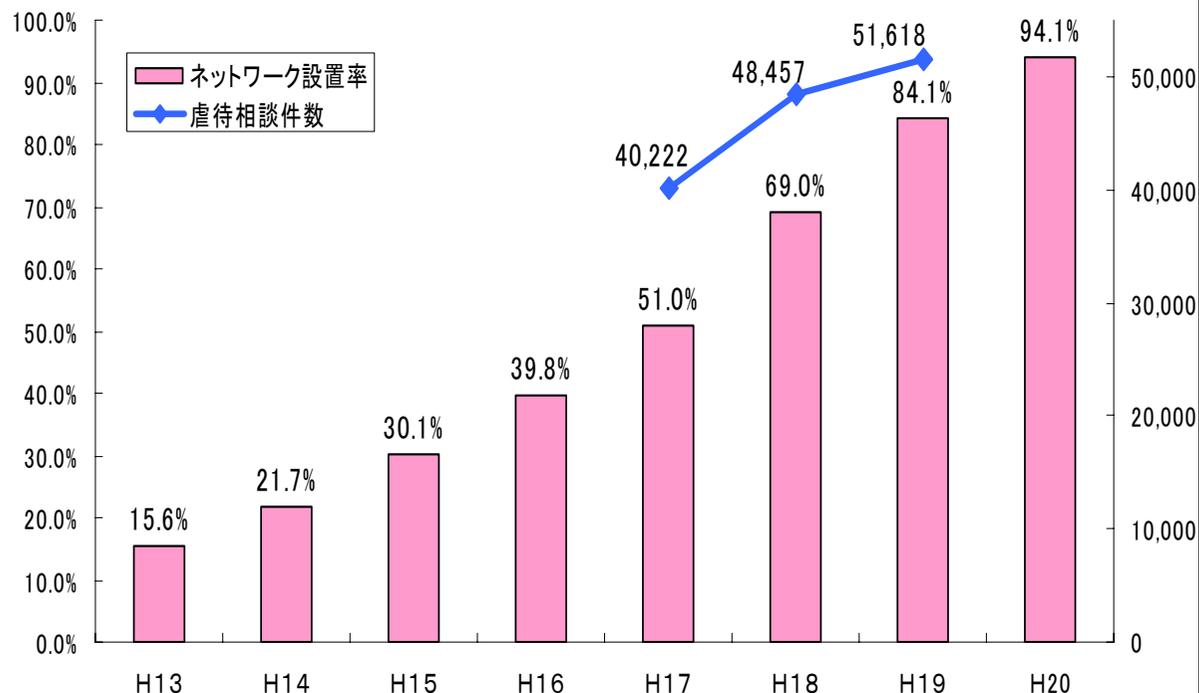
- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。

[児童虐待防止法第6条第1項]

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置率は、平成20年4月1日現在、全市町村の94.1%にまで進んでいる。

子どもを守る地域ネットワーク設置率と市町村虐待相談対応件数



※ 設置率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

◆子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の概要

[経緯]

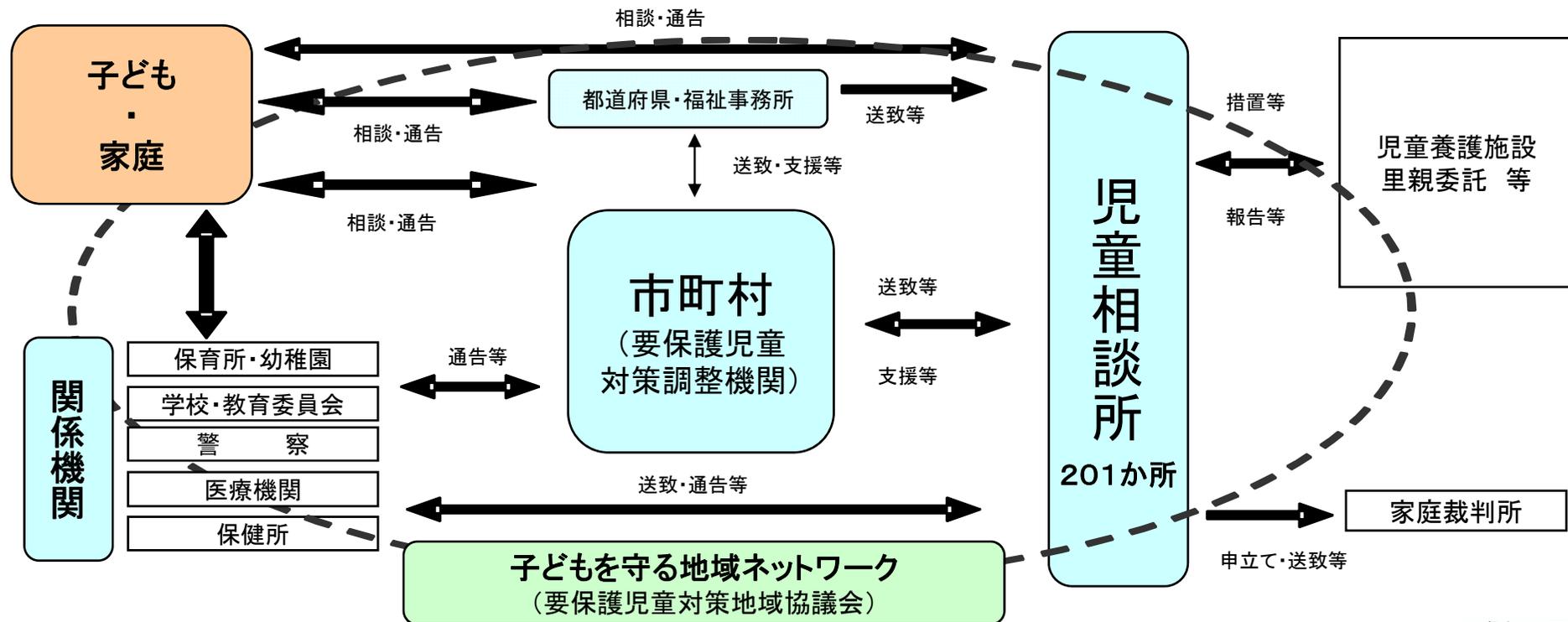
- 平成 9年 児童虐待防止市町村ネットワーク事業として創設
- 平成16年 要保護児童対策地域協議会の法定化(H17.4.1施行)
- 平成17年 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針発出
- 平成19年 地方公共団体による設置の努力義務化(H20.4.1施行)

[特徴]

- ・ 構成機関の円滑な情報共有
- ・ 構成機関の守秘義務(罰則つき)
- ・ ケース進行管理等を一元的に行う機関(調整機関)の選定

地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成19年度 51,618件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成20年4月1日現在、94.1%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。))。
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(11月施行)

・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(10月以降順次施行)

・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ・要保護児童対策地域協議会の法定化 ・司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)

平成17年

市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定等(4月)

平成19年

児童相談所運営指針等の改正(1月)

・安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい) ・虐待通告の受付の基本を徹底 等

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(4月施行)

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等 ・児童相談所運営指針等の所要の改正を実施

平成21年

児童福祉法の改正(一部を除き、4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

「児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）」
に係る研究会参集メンバー

(五十音順、敬称略)

氏名	所属（職名）
かしわめ 柏女 れいほう 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
さいむら 才村 じゅん 純	関西学院大学人間福祉学部人間科学科教授
せきぐち 関口 ひろひさ 博久	宮城教育大学特別支援教育総合研究センター長 宮城教育大学教職大学院教授
たけした 竹下 りえこ 利枝子	千葉県市川児童相談所長
つざき 津崎 てつろう 哲郎	花園大学社会福祉学部社会福祉学科教授
まつばら 松原 やすお 康雄	明治学院大学副学長 明治学院大学社会学部社会福祉学科教授
よしだ 吉田 つねお 恒雄	駿河台大学法学部長 駿河台大学法学部法律学科教授